

○大学院経済学研究科特別研究生内規

令和元年6月26日

本学大学院特別研究生規定第3条に基づき、下記の通り定める。

第1項 経済学研究科特別研究生の目的は、大学院博士前期課程修了者については博士後期課程に進学し研究を継続するための準備期間として、大学院博士後期課程単位取得退学者については博士論文を完成させるための期間とするものとする。

第2項 経済学研究科特別研究生の研究期間は、大学院博士前期課程修了者は1回（通算2年）、博士後期課程単位修得退学者は4回（通算5年）更新することができるとする。

第3項 特別研究生は当該年度終了までに研究報告書を指導教員に提出するものとし、この提出を前項の研究期間更新の条件とする。

第4項 博士後期課程単位修得退学者で、研究更新期限（通算5年）終了後更に研究期間の延長を希望するものには、研究科委員長は研究科委員会の議を経てこれを認めることがある。なお、この延長希望の申請には、研究業績（論文1篇以上）並びに指導教員の意見書を添えるものとする。

附則

- 1 この内規は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 本学大学院博士前期課程、博士後期課程の入学年度にかかわらず適用する。